

第 3 9 9 回 役 員 会 議 事 要 録

1. 日 時 平成 2 8 年 7 月 4 日 (月) 自 1 6 時 0 0 分 至 1 8 時 3 0 分

2. 場 所 学 長 室

3. 出席者 中井学長、中田理事・副学長、三浦理事・副学長、
小沢理事・副学長、若井理事・事務局長
【オブザーバー出席】真田副学長、千葉副学長

4. 審議事項

- (1) 農学系教育研究組織の設置について 資料 1
- (2) 大学の世界展開力強化事業に基づく教育プログラムにおける新潟大学
農学部及び大学院自然科学研究科と福島大学との単位互換に関する
協定の締結について 資料 2
- (3) 平成 2 9 年度概算要求について 資料 3

5. 報告事項

- (1) 役員の報酬及び職員の給与水準の公表について 資料 4

【審議事項】

(1) 農学系教育研究組織の設置について

中井学長より標記について提案があり、資料 1 に基づき、これまで役員間で議論した経過を踏まえるとともに、現在進めている教育改革と農学系教育研究組織の設置との関係を十分考慮し結論を出したいとの発言があった。

(これまでの役員会メンバーでの議論経過)

農学系教育研究組織の設置については、「福島大学農学系人材育成機能のあり方に関する協議会」から 7 月 1 日に最終報告が提出され、今後、関係機関との協議を早急に進める必要があること、また、現時点において、8 市町村 (地域) 団体から設置に関する要望書が提出され、特に福島市と郡山市からは、具体的支援を含めた提案があり、大学として、農学系教育研究組織の設置年度および立地について判断し結論を出す必要があることを確認した。

このような状況を踏まえ、立地問題を中心に、以下のような内容についてメンバー間で検討・議論を重ねた。

- (1) 福島市と郡山市の提案内容について、①提案の実現性、②履修上の問題、③学生生活上の問題、④大学運営上の問題、⑤ランニングコスト、⑥自治体との関係、⑦学類運営、⑧大学の将来に関するメリットを中心に比較検討を行った。
- (2) 農学系教育研究組織設置準備室からの立地上の要望についてヒアリングを行い、地域課題解決型プロジェクトがカリキュラムの肝であり、これを全県下で展開するためには県の中央である郡山が良いとの要望や、福島、郡山いずれかということではなく 2 拠点化を追求するのが大事ではないか等の意見が出され

たこと、これらを踏まえ、①全学の共通教育・全学委員会への協力体制、②課題解決型プロジェクトの運営方法等について意見交換を行った。

- (3) メンバーから立地問題検討の基本視点等についての提起があり、農学系教育研究組織を県民の共有財産として位置付け、福島と郡山のそれぞれ農学系教育研究組織を配置する2キャンパス構想も含めた観点で、①履修上の問題、②学生生活上の問題、③大学運営上の問題を中心に意見交換を行った。

これまでの議論を踏まえ、本役員会において、「福島大学農学系人材養成機能のあり方に関する最終報告書」の内容で考慮すべきとされた3点のうち、①学生の教育・生活環境上の条件、②全県的な実践的教育の展開及び今後の本学の発展性、及びこれまで本学内にワーキングを設置し検討している教育改革実現性の観点を中心に議論を行い、最終的に、中井学長より、①学生の教育・生活環境上の条件を重視して、農学系教育研究組織は福島市金谷川キャンパスに設置すること、開設時期は平成31年4月とすることが提起され、承認された。

また、今後の手続きとして、教育研究評議会及び経営協議会の議を経ることが確認された。

- (2) 大学の世界展開力強化事業に基づく教育プログラムにおける新潟大学農学部及び大学院自然科学研究科と福島大学との単位互換に関する協定の締結について

真田副学長より、内容についてはマクマイケル経済経営学類助教から説明するとの発言があった。

マクマイケル経済経営学類助教より、本協定締結の経緯及び趣旨について、世界展開力強化事業に基づくトルコへの派遣プログラムの実施にあたり、連携大学である新潟大学の特別聴講生となる必要があるとの説明があり、続いて資料2に基づき単位互換協定書の内容について説明があった。

審議の結果、一部文言修正の上承認され、今後の手続きとして教育研究評議会で審議することが確認された。また、教育研究評議会後に教員会議に付議するとともに、付議の際には本学側での受け入れ規模等を補足することが確認された。

- (3) 平成29年度概算要求について

若井理事より標記について提案があり、資料3に基づき、平成29年度国立大学法人運営費交付金の重点支援にかかる概算要求の方向性を踏まえた、福島大学における強み・特色を活かした機能強化に係るビジョン・戦略・取組(案)等について説明があった。

審議の結果、一部文言を加筆の上承認され、今後の手続きとして、経営協議会の議を経て、教育研究評議会に報告することが確認された。

【報告事項】

- (1) 役員の報酬及び職員の給与水準の公表について

中田理事より標記について、給与水準の公表が義務づけられており、毎年度公表しているとの発言があり、資料4に基づき、常勤役員の報酬の支給状況、職員の給与水準、人件費の状況、総人件費の取組状況の概要について説明があった。

本議題は、一部誤記を修正の上、経営協議会に報告することが確認された。

(2) その他
なし。